



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

531	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
532	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
533	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	2
534	"	( " ).....	2
535	"	( " ).....	3
536	"	( " ).....	3
537	"	( " ).....	3
538	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
539	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	4
*540	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	4
*541	平成20年和歌山県告示第1314号 (和歌山県証紙売りさばき人の指定) の一部改正(会計課).....		4
542	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	4
543	"	( " ).....	5

○ 選挙管理委員会告示

44	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	6
45	政治団体の解散の届出	.....	7
46	政治団体の収支報告書の要旨	.....	7
47	政治団体の設立の届出	.....	8
48	政治団体の収支報告書の要旨	.....	9
49	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	.....	9

○ 海区漁業調整委員会告示

2	公聴会の開催	.....	10
---	--------	-------	----

○ 海区漁業調整委員会指示

2	ウミガメの採捕等	.....	11
---	----------	-------	----

## 告 示

和歌山県告示第531号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年6月12日まで縦覧に供する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成25年4月12日
- 2 名称

特定非営利活動法人ベリー

3 代表者の氏名

金谷信治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市下和佐441番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田あ 16-13	山中紳市	山中健康堂	田辺市下万呂809-6	平成 22.11.7

和歌山県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社メディカルスクウェア	和歌山市六十谷222番地9	ヒカタ薬局	海南市日方1521-6	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 25.3.19

和歌山県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729番地2	訪問看護ステーションたいよう	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル 1F103号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 25.3.11

有限会社響	御坊市藪308-7	ゆったり	日高郡日高町荊木189	居宅介護支援事業	平成 25. 4. 1
株式会社TSUCHIYA	有田郡有田川町天満68-2	リハビリデイサービスはなさか	有田郡有田川町天満68-2	通所介護・介護予防通所介護	平成 25. 4. 1

## 和歌山県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	ファミリーハウス	西牟婁郡上富田町岡627-1	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成 25. 4. 1

## 和歌山県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552番地	ヘルパーステーション憩いの里	岩出市船戸116	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25. 4. 16

## 和歌山県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	さくらの丘訪問リハビリテーション	紀の川市黒土153番地	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成 25. 4. 17

## 和歌山県告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250381	ケアセンターおたっしや倶楽部 田辺第3事業所	田辺市片町80-1 中央ビル2F	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	平成25.5.1

**和歌山県告示第539号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
阪中木材商店	名称及び代表者の氏名	阪中木材商店 阪中貞光	阪中木材商店 阪中英敬	平成25.3.29

**和歌山県告示第540号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務を平成25年4月1日から次の者に委託した。

平成24年和歌山県告示第545号（使用料の収納事務の委託）は、平成25年3月31日限り廃止した。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市和歌浦東3丁目3番33号 山本眞代  
 和歌山市松江北2丁目7番25号 伊東庸宏  
 和歌山市神前602番地 島田盛治  
 有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子  
 御坊市藪677番地 湯川忠  
 西牟婁郡白浜町堅田845番地の2 古舘忠夫  
 新宮市井の沢7番26号 中上要

**和歌山県告示第541号**

平成20年和歌山県告示第1314号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中 「御坊市藪350-28  
御坊商工会館内  
尾崎行政書士・社労  
業務取扱事務所」 を 「御坊市藪255-2  
尾崎行政書士・社労  
業務取扱事務所」 に改める。

**和歌山県告示第542号**

平成25年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したの

で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立図書館資料（図書）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヒロカンパニー  
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）  
資料本体価格の97.6パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年2月1日

**和歌山県告示第543号**

平成25年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
和歌山県図書資料納入協同組合  
和歌山市元寺町一丁目69番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）  
資料本体価格の98.0パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成25年2月1日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
和歌山経営者連絡研究会	会計責任者	濱本由賀	竹本佳代	平成25.3.1	政治団体	
いでます会	会計責任者	濱本由賀	竹本佳代	平成25.3.1	政治団体	
幸福実現党紀の川後援会	代表者	西浦充生	久保美也子	平成25.3.4	政治団体	
幸福実現党和歌山県本部	代表者	中村恭代	西川栄司	平成25.3.8	政治団体	
日本司法書士政治連盟和歌山会	会計責任者	榊谷知樹	阪田英司	平成25.3.12	政治団体	
日本共産党和歌山県北部地区委員会	会計責任者	前久	下角力	平成25.3.12	政党	
上野耕志後援会	主たる事務所の所在地	岩出市紀泉台1-57	岩出市西安上46-1	平成25.3.13	政治団体	
和歌山つくろう会	主たる事務所の所在地	和歌山市杭ノ瀬426-30	和歌山市塩屋6-22-3	平成25.3.18	政治団体	
幸福実現党田辺後援会	会計責任者	福岡直子	久保道廣	平成25.3.19	政治団体	
上田弘志後援会	主たる事務所の所在地	海南市船尾154	海南市船尾186-10	平成25.3.21	政治団体	
	代表者	青石真次	山形善四郎			
河野敬二後援会	主たる事務所の所在地	海南市船尾154	海南市船尾186-10	平成25.3.21	政治団体	
橋爪美恵子後援会	主たる事務所の所在地	海南市船尾154	海南市船尾186-10	平成25.3.21	政治団体	
岡義明後援会	主たる事務所の所在地	海南市船尾154	海南市船尾186-10	平成25.3.21	政治団体	
雑賀光夫後援会	主たる事務所の所在地	海南市船尾154	海南市船尾186-10	平成25.3.21	政治団体	
自由民主党龍神支部	主たる事務所の所在地	田辺市龍神村殿原474-2	田辺市龍神村宮代726	平成25.3.25	政党	

	代表者	安達克典	寒川洋右			
市木久雄後援会	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町小熊25-2	日高郡日高川町高津尾624-1	平成 25.3.26	政治団体	
堀江まち子後援会	代表者	堀江眞智子	水口弘	平成 25.3.27	政治団体	
谷口かずひで後援会	会計責任者	木村元治	池田清吾	平成 25.3.27	政治団体	
福山晴美後援会	政治団体の名称	福山晴美後援会	福山はるみ後援会	平成 25.3.28	政治団体	
	主たる事務所の所在地	岩出市吉田27-8	岩出市中迫235-1			
仁坂吉伸那智勝浦後援会	会計責任者	引地稔治	小谷一郎	平成 25.3.29	政治団体	
御坊政経研究会	代表者	西川潔	大川亮	平成 25.3.29	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
政策集団「紀伊半島に新しい波」	二階俊博	平成 25.2.28	平成 25.3.1
鈴木均後援会	青沼稔	平成 24.12.20	平成 25.3.6
村上修後援会	村上三郎	平成 25.3.15	平成 25.3.19
磯田好隆後援会	楠田敦子	平成 25.3.25	平成 25.3.25

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

(単位：円)

政策集団「紀伊半島に新しい波」

報告年月日 25.03.01

1 収入総額	2,338,253
前年繰越額	2,337,977
本年收入額	276

2	支出総額	1,648,000
3	本年收入の内訳	
	その他の収入	276
4	支出の内訳	
	経常経費	1,638,000
	事務所費	1,638,000
	政治活動費	10,000
	調査研究費	10,000

**鈴木均後援会**

報告年月日 25.3.6

1	収入総額	0
2	支出総額	0

**村上修後援会**

報告年月日 25.3.19

1	収入総額	0
2	支出総額	0

**磯田好隆後援会**

報告年月日 25.3.25

1	収入総額	0
2	支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

**政策集団「紀伊半島に新しい波」**

報告年月日 25.03.01

1	収入総額	690,253
	前年繰越額	690,253
2	支出総額	690,253
3	支出の内訳	
	経常経費	136,500
	事務所費	136,500
	政治活動費	553,753
	寄付・交付金	553,753

**村上修後援会**

報告年月日 25.3.19

1	収入総額	0
2	支出総額	0

**磯田好隆後援会**

報告年月日 25.3.25

1	収入総額	0
2	支出総額	0

**和歌山県選挙管理委員会告示第47号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位とし	届出年月日
---------	--------	----------	------------	------------------	-------

自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部	森礼子	森桂子	和歌山市新内8	○	平成 25. 3. 4
--------------------	-----	-----	---------	---	-------------

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会和歌山県総支部	阪口直人	堀場明子	紀の川市西井阪174-7	衆議院議員	○	平成 25. 3. 26

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
久保浩二後援会	広木清	中田建司	田辺市朝日ヶ丘2-5	平成 25. 3. 21

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成23年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

(単位：円)

堀江まち子後援会

報告年月日 25. 03. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石橋英和後援会

報告年月日 25. 03. 28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

むかい孝行後援会

報告年月日 25. 03. 29

1 収入総額	65,696
前年繰越額	65,696
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成25年5月7日

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
石谷保和支友会	和歌山市加太1192	石谷保和	多部千枝
北野均後援会	和歌山市内原1197-6	北野均	吉村高英
政治結社皇道振武館	和歌山市磯の浦470-4	平川政明	家原誠
高嶋洋子後援会	和歌山市園部855	高嶋洋子	本田雄次
寺井富士後援会	和歌山市古屋413-7	阿砂利重治	寺井龍夫
富士の会	和歌山市古屋413-7	寺井富士	寺井龍夫
松井紀博後援会	和歌山市北島71	松井紀博	中井和子
こにし康雄を励ます会	伊都郡かつらぎ町笠田中956	小西康雄	小西昭子
川崎義輝後援会	有田郡湯浅町湯浅1700	辻本雄	和泉静子
山田まり後援会	有田郡湯浅町別所210-4	児島成一	山田英津子
横矢政明後援会	有田郡湯浅町湯浅1529	大原裕	小谷一夫
久保隆一後援会	田辺市本宮町請川36-1	栗栖敬和	安達一也
白浜輝く会	西牟婁郡白浜町才野666-9	楠本徹男	宮原靖明
浜田まさみ後援会	新宮市緑ヶ丘1-5-7	角口州利	角口育世
ひきじとしはる後援会	東牟婁郡那智勝浦町市屋717-3	引地茂	引地一美
もりもとたかお後援会	東牟婁郡那智勝浦町勝浦451	米地健	筒井泰年

## 海区漁業調整委員会告示

### 和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は、平成25年5月7日から同月21日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び沿海各振興局地域振興部企画産業課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

#### 1 期日及び場所

平成25年5月21日(火) 午後1時から

所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

会場名 信漁連会館 3階大会議室

#### 2 案件

和歌山海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の漁場計画について

#### 3 口述等に関する問合せ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 (073) 432-4111 内線 3015

## 海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年5月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、平成25年5月16日から平成27年5月15日までとする。

（制限又は条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の (1) 又は (2) に該当する場合
  - ア 3の (1) 又は (2) に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
  - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
- (2) 3の (3) に該当する場合
  - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
  - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
  - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。